

**「総社市子育て応援BOOK」官民協働発行事業
企画提案書記載要領**

1 事業者について

- (1) 「商号・名称又は氏名」及び「所在地又は住所」については、応募用紙の記載内容と整合を図ってください。
- (2) 法人の「所在地」が総社市外の場合、総社市内に営業所、支店等があれば、「営業所等の商号・名称」及び「営業所等の所在地」へも、忘れずに記載してください。
- (3) 「主として営む事業」へは、単に〇〇〇業とのみ記載するのではなくて、具体的に記載してください。

2 事業取組方針について

当該事業を実施するに当たっての、事業者の取組方針を記載してください。

3 類似事業の実績について

- (1) 類似事業とは、行政情報等を掲載した広報冊子に広告を掲載し、自治体へ提供する事業を指します（提供の際に、別途広告料を自治体へ納入しているかどうかは問いません。）。
- (2) 過去3年間の実績（事業完了のもの）を記載してください。実績が多数あつて記載しきれない場合には、本事業に似通った事例を優先して10事業程度記載してください。また、記載欄の内容が把握できるものであれば、別の資料を提出しても構いません。
- (3) 今回の提案レベルの見本となるものがある場合は、記入した事業から3事業以内を選び、各1部を提出してください（該当するものには、「見本」に○印を付すこと）。

4 作成スケジュールについて

令和5年5月までの、広告主募集、企画、編集、広告審査、印刷、製本、納品等の作成スケジュールを記載してください。

5 構成について

- (1) 「企画（掲載内容等の立案）における考え方」については、具体的な提案を記載してください。
- (2) 「編集（レイアウト・デザイン等）における考え方」については、具体的な提案を記載してください。
- (3) 「構成に関しての創意工夫の提案」については、事業者において構成に関し創意工夫の提案があれば記載してください。なお、提案の実施に当たり事業者対応以外の条件がある場合は必ず記載してください。

6 その他の提案について

- (1) 「冊子以外の方法で市民が閲覧できる方法」については、ホームページでの閲覧等、冊子以外の方法で市民が閲覧できる方法に関し提案があれば記載してください。なお、提案の実施に当たり事業者だけでは対応できない条件がある場合は必ず記載してください。
- (2) 「記載内容の変更への対応方法」については、正誤表の作成・配布、ホームページへの掲載等、利用期間中における記載内容の変更への対応方法に関し提案があれば記載してください。なお、提案の実施に当たり事業者だけでは対応できない条件がある場合は必ず記載してください。
- (3) 「その他事業者からの独自提案」については、事業者において事業全体に関し独自提案があれば記載してください。なお、提案の実施に当たり事業者だけでは対応できない条件がある場合は必ず記載してください。

7 広告について

- (1) 「広告主見込数」へは、今回の提案において確保できると考えられる広告主見込数を記載し、そのうちの市内分（市内に本社、支社又は営業所・販売店等があるもの）をかつこ書き

してください。いずれも現段階での見込数であり、業務遂行に当たっての条件とすることは考えていませんが、実現可能と考えられる範囲で記載してください。

(2) 「広告主の募集方法等」へは、広告主の具体的な募集方法を記載してください。記載に当たっては、(1)の「広告主見込数」が確実に確保できると判断されるような内容となるよう留意してください。

(3) 「広告掲載方針」については、広告主募集に当たり、事業者において準拠する広告掲載方針（募集・掲載を規制する業種・事業者、募集・掲載を規制する広告内容などの定め）がある場合には、その内容を記載してください。現時点において方針がない場合は、対応方針を記載してください。なお、既に明文化している場合には、併せて提出してください。

8 問合せ等の対応について

配布及び利用期間中に第三者からの内容等に問合せや苦情があった場合の対応等について、記載してください。